

令和6年度

島根県協働推進研修

協働事例集



 CASE 1 女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業

 CASE 2 多様な主体の協働による地域活性化実証事業

 CASE 3 消費者団体教育機能強化事業

 CASE 4 消費者団体ネットワーク支援事業

 CASE 5 みんなで学ぶ人権事業

 CASE 6 指定希少野生動植物保全事業

 CASE 7 地域で取り組む生涯スポーツ推進事業

 CASE 8 しまねっ子チャイルドアクティブプログラム事業

 CASE 9 しまね流福祉のまちづくり推進事業

 CASE 10 健康長寿しまね推進事業

 CASE 11 こっころプロモーション事業

 CASE 12 子ども専用相談電話支援事業

 CASE 13 青少年を健やかに育む意識向上事業（県民運動推進事業）

 CASE 14 動物愛護ボランティアによる保護動物の飼育管理

 CASE 15 有機農業推進事業（有機JAS認証取得支援体制強化業務）

 CASE 16 県民参加の森づくり事業

 CASE 17 島根県公共土木施設愛護ボランティア制度（漁港部門）

 CASE 18 島根県公共土木施設愛護ボランティア制度（道路部門）

 CASE 19 島根県公共土木施設愛護ボランティア制度（河川部門）

 CASE 20 島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度（港湾空港部門）

 CASE 21 島根県公共土木施設愛護ボランティア制度（砂防部門）

 CASE 22 島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度（公園部門）

 CASE 23 子どもの体力向上支援事業

 CASE 24 子ども読書フェスティバル事業

 CASE 25 地域安全マップづくり



CASE 1

<女性活躍推進課>

女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業

(平成28年10月～)

分野	女性活躍
協働の形態	事業協力
協働の相手方	経済団体、農林水産団体、労働団体、女性・関係団体、教育機関
役割分担	行政 (事務局として) 会議の運営、事業執行
	NPO等 連携体制の構築と情報共有、事業の共同実施
事業概要	<ul style="list-style-type: none">『全国一働きやすく、女性が活躍する県』を目指し、官民連携して女性活躍を推進するため「しまね働く女性きらめき応援会議」を設置。各種事業をきらめき応援会議として共同で実施する。また、会議に設けるワーキングチームにおいて、実施事業の検討等を行う。
協働の経緯	<ul style="list-style-type: none">女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が平成28年4月に施行。女性が個性や能力を十分に発揮し、働き続けやすい職場環境の整備を加速化させるため法第27条第1項に基づく協議会として設置。
主な取組内容	<p>【きらめき応援会議（本体会議）】</p> <ul style="list-style-type: none">年1回程度会議を開催し、当該年度及び次年度の事業について協議を行う。 <p>【ワーキングチーム】</p> <ul style="list-style-type: none">テーマごとに設置したワーキングチームが、テーマに沿った事業の進め方を協議し、その運営を行う。 <p>※R6はイクボス推進チーム、応援企業普及チーム、男性の家事・育児参加促進チーム、女性の起業支援と働き方調査チームの4チーム編成。</p>
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">会議構成団体及びワーキングチームメンバーの意見を取り込むことで、より効果的な内容・事業実施方法にすることができている。各種事業（セミナー等）を広く情報発信することができている。
協働の課題	会議構成員自らが、積極的に女性活躍の取組を行うことが必要。
今後の展望	引き続き会議構成員・ワーキングチームメンバーと協働しながら各種事業を進めていきたい。



CASE 2

<西部県民センター石央地域振興課>

多様な主体の協働による地域活性化実証事業

(令和5年4月～)

分野	まちづくり
協働の形態	委託
協働の相手方	NPO法人、任意団体、一般社団法人
役割分担	行政 広報、NPO等の伴走支援
	NPO等 繋がりづくりに資する事業の企画立案・実施
事業概要	地域の担い手となりうる主体間の繋がりを創出することにより、多様な主体が協働するきっかけづくりやその仕組みの確立を目指し、住民と多様な主体による新たな持続可能な地域づくりの可能性を検証する。
協働の経緯	地域コミュニティの維持や、買い物などの日常生活に必要な機能・サービスの確保など、地域運営に求められる役割は拡大している一方、その担い手不足が深刻化している。 特に石見地域では、地域の実情を理解し、地域貢献に対する活動意欲の高い主体であっても、単独での活動には限界があり、地域外から地域に継続的に関わる「関係人口」に加え、多様な主体（団体、法人、企業、個人等）による協働の機会の創出やきっかけづくりが求められていることから、当該事業を実施することとした。
主な取組内容	<p>多様な主体が①「つどう」、②「つながる」、③「うごく」取り組みをNPO等が企画・実施。</p> <p>①「つどう」(その1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月2日度実施。 12月1日から開催される「津和野会議」と協働し、2日目午後をいわみサークルプログラムとして開催。 同日AMにキーノートセッションとして、毛利衛元宇宙飛行士らのトークセッション及び昼食をはさみ、津和野町のまち全体をフィールドに計11プログラムを構築。 各プログラムにプレゼンター及びファシリテーターを配置し、参加者がそれぞれ関心のあるプログラムへ移動し、オープンスペース・ディスカッション・プログラムとして実施。 <p>①「つどう」(その2)</p> <p>【テーマ】 県立大学生がハブになり地域の担い手を育てる</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月3日(日)実施。 運営/企画参加者数：120人(中学：1人、高校：83人、大学36人)＋大人 イベント来場者：1,000人以上 古民家学生イベントを、主に県立大学生がプラットフォームとなり、企画・運営(中心は27名)。 地域活性化に取り組みたい多世代の学生の関係構築と活動機運向上を図り、さらには県外学生の受け皿づくりと関係人口化も図る。 <p>①「つどう」(その3)</p> <p>【テーマ】 石見地域の若者を中心とした実践者及び実践者予備軍の活動のブラッシュアップ</p> <p>【実施概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月27日(土)実施。 参加者数：24人(高校生1名、大学生7名、社会16名) 「カード」や「レゴブロック」を用いて、自身の価値観を言語化し、理想とする地域へのわかり方を表現するグループワークを実施。 他の参加者と意見交換したいテーマ等を掲げ、会場内でマッチングして意見交換/交流を実施。 イベント終了後も会場を開放し、参加者同士の交流を促進。

裏面へ続く→



CASE 2

<西部県民センター石見地域振興課>

多様な主体の協働による地域活性化実証事業

(令和5年4月～)

主な取組内容	<p>①「つどう」(その4) 【テーマ】 リノベーションまちづくり 【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">令和6年2月4日(日)参加者数:17名(大学生、行政、市議会議員、地域おこし協力隊、企業等)先進地で実際にリノベーションによるまちづくりを実践している講師を招聘し、実際の活動内容について講演。また、史的建造物の多数残る石見地域の資産について、実際に現地フィールドワークを実施しながら、参加者同士の交流を促す。 <p>②「つながる」、③「うごく」 【テーマ】 かわもとまちごとテーマパーク第1弾「お化け屋敷」 【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">令和6年1月14日(日) イベント参加者約40名企画関係者:約30名(農家民宿、劇団関係者、食堂、川本観光協会、ボランティア等)川本町の凝縮された街並みを活かし、町全体を1つのテーマパークになぞらえて、魅力化・活性化をめざす取り組み。旧旅館の2階をお化け屋敷、1階を国際交流ブース(デンマーク)とし、駐車スペースを活用した飲食販売等、まちの活性化を願う多様な主体が関わり、活躍する体験事業を企画する。事業全体の伴走/コーディネートをKEESが実施。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">持続可能な地域づくりを進めるため、石見地域において、地域課題解決に取り組む意欲のある多様な主体(地域団体、学生、企業など)が交流できる場を整え、所属や世代を超えたつながりを創出することができた。事業実施にあたっては、各圏域の中間支援組織と連携することで、行政以外のチャンネルでの多様な主体の参加を促すことができた。
協働の課題	<ul style="list-style-type: none">テーマが具体的であるほど多様な主体の参加が難しく、反対に、多様な主体の参加を求めようとするとテーマが絞りにくい。多様な主体のみではチーム化が難しく、中間支援組織等の伴走支援が必要。地理的な要因や物理的な距離に起因するつながり不足が懸念される。多様な主体が継続的に繋がり、実際に動くためには、実践部分での金銭的支援が必要。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none">各市町にある中間支援組織がそれぞれの強みを生かしながら、多様な主体の「つどう」「つながる」「うごく」活動を伴走支援できるよう、中間支援組織の育成・支援を行う。また、各市町にある中間支援組織同士が緩やかに繋がり、情報共有する場を作ることで、石見地域にある中間支援組織全体の底上げを図る。



CASE 3

<環境生活総務課>

消費者団体教育機能強化事業

(平成29年度～)

分野	消費者の保護、まちづくり
協働の形態	委託
協働の相手方	特定非営利活動法人、任意団体（消費者団体）、生活協同組合
役割分担	行政 事業の委託、調整、広報
	NPO等 要望や意見のとりまとめ
事業概要	消費者団体等がエシカル消費の推進や消費者被害を防止するため、研修会、イベントや出前講座を実施する。県は委託で消費者団体等の活動を支援する。
協働の経緯	<p>(事業実施団体が多数であるため以下、モデル的に1団体について記載。)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県は毎年、事業の実施を希望する団体を公募していた。・ 令和3年度にA団体がエシカル・マルシェの開催を内容とする事業計画書で応募され、県は事業を採択した。屋外での開催で、飲食ブースの出店が中心。・ 令和4年度に台風接近により延期を余儀なくされたこともあり、令和5年度からは屋内で開催。
主な取組内容	地域でエシカル消費を推進するためのイベントとして年1回エシカル・マルシェを開催。飲食に加えて、リメイク製品の展示販売、有機野菜の販売のほか、防災コーナーなども設置。協力団体に日本赤十字社、自治体や郵便局長会も加わるなど幅広いジャンルの団体が加わっている。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">・ エシカル・マルシェへの出店者は、A団体のネットワークを利用して多様なジャンルから年々拡大している。・ 規模が拡大して参加者が増加することで、住民へエシカル消費を周知することが出来ている。同様に出店者側にもエシカル消費を周知することが出来ている。
協働の課題	住民側の取組に対して、行政側では事業の裏付けとなる予算上の制約がある。
今後の展望	エシカル消費について地域で定着しつつあるイベントであるので、引き続き協働して進めていきたい。



CASE 4

<環境生活総務課>

消費者団体ネットワーク支援事業

(令和元年度～)

分野	消費者の保護
協働の形態	委託
協働の相手方	特定非営利活動法人消費者ネットしまね
役割分担	行政 事業の委託、調整、広報
	NPO等 意見のとりまとめ、事業の提案、職員配置
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者ネットしまねが県内の消費者団体や消費者活動に取り組む個人のネットワーク化を進めることで、消費者活動の活性化を図るため、学習交流会や講師派遣事業を行う。・ 消費者ネットしまねが適格消費者団体の認定を目指して実施する組織基盤強化等の事業を支援する。
協働の経緯	県内では、各市町の消費者問題研究会等の消費者団体が点在して個々に活動している状況であった。これらの消費者団体をネットワーク化して、県全域を活動範囲とする消費者団体を組織する必要性が関係者に認識されたため。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者団体のネットワーク化を進めるための活動。学習交流会の開催、専門家講師派遣、消費者団体の活動支援。・ 適格消費者団体の認定を目指して実施する組織基盤強化等の事業。事業者への申し入れ活動、認知度アップ事業。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">・ 各市町の消費者問題研究会が高齢化による後継者不足に悩まされている実態を各地域に出向いてヒヤリングし報告書にまとめることで、次の施策を検討することができた。・ 出前講座への講師派遣について、県と役割分担した上で対応できるようになった。
協働の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 適格消費者団体の認定を目指しているが、団体の認知度が向上していないため、会員数が期待したほど増加していない。・ 団体側の取組に対して、行政側では事業の裏付けとなる予算上の制約がある。
今後の展望	消費者団体のネットワーク化をさらに進めるとともに、消費者ネットしまねが適格消費者団体の認定を受けられるようにしたい。



CASE 5

<人権同和対策課>

みんなで学ぶ人権事業

(平成16年9月～)

分野	人権教育・啓発
協働の形態	委託
協働の相手方	県内に活動拠点を有するNPO法人、その他の民間団体
役割分担	行政 委託元
	NPO等 企画、立案、実施
事業概要	地域の住民で組織する団体から、人権意識の向上を図るための事業の企画を募集し、県が適当と認めた事業の実施について業務委託することにより、団体活動の活性化を図り、もって県民が自ら学び、実践する機運を醸成する。
協働の経緯	
主な取組内容	さまざまな人権課題をテーマにした講演会、映画上映会、寄席、ワークショップなど。
協働の成果	令和5年度は人権課題に取り組む14団体が事業を実施。 県内各地で講演会等が実施され、合計1千人を上回る参加者があった。
協働の課題	新規参入する団体が少ないこと。
今後の展望	県では、人権課題に取り組むNPO等の民間団体を、人権啓発の重要な担い手として位置づけており、今後もその活動を支援していく。



CASE 6

<自然環境課>

指定希少野生動植物保全事業

(平成27年度～)

分野	自然、文化、保全
協働の形態	委託
協働の相手方	大田の自然を守る会、希少野生動植物保護巡視員、ミナミアカヒレタビラ研究会
役割分担	行政 業務委託、調整
	NPO等 調査、保護、飼育、繁殖
事業概要	指定希少野生動植物「ミナミアカヒレタビラ」の保護対策 (1) 個体群の保全及び管理 ①モニタリング ②生息地における捕獲の防止 ③絶滅リスク回避のための系統保存 (2) 生息環境の保全及び管理 ①河川環境の適正な維持管理 ②産卵母貝の保護 ③移入種対策 (3) 普及啓発の推進
協働の経緯	<ul style="list-style-type: none">島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）第27条の規定による「ミナミアカヒレタビラ保護管理計画」（平成24年11月16日告示第627号）に基づく保護管理を開始。県委託により、地元大田市の「大田の自然を守る会」と協働し保護管理（委託）を開始。その後、「ミナミアカヒレタビラ研究会」「しまね海洋館」とも協働し保護管理等（委託）を実施。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">県委託により、「大田の自然を守る会」「ミナミアカヒレタビラ研究会」「しまね海洋館」にて保護管理を実施。平成26年度から毎年1回、関係者が集まり、保護対策協議会を開催。（現在まで11回開催）
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">各団体が持つ知識・技術・施設・ネットワーク等を活用して保護管理を効率的に行うことができた。協議会開催により、効率的に情報の共有や、方向性の確認、情報交換ができています。
協働の課題	<ul style="list-style-type: none">インフラ整備の公共工事等で、希少野生動植物の生育環境が悪化することが無いよう、注視していく必要がある。併せて、普及啓発についても継続的に実施していく必要がある。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none">引き続き、各団体と協働しながら希少野生動植物の保護管理を進めていきたいと考えている。今後、希少野生動植物の保護に向け、普及啓発の部分についても、継続的に進めていく。



CASE 7

<スポーツ振興課>

地域で取り組む生涯スポーツ推進事業

(令和3年4月～)

分野	スポーツ
協働の形態	委託
協働の相手方	特定非営利活動法人しんじ湖スポーツクラブほか7団体
役割分担	行政 活動支援
	NPO等 イベント等の企画、開催、広報
事業概要	生涯スポーツの推進に向けて、各地域団体（総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ推進委員協議会等）と連携して、スポーツ・レクリエーションプログラム（子ども、高齢者、障がい者向けなど）を実施する。
協働の経緯	地域におけるスポーツの機会充実を図り、地域で活動する総合型スポーツクラブ等の各団体の育成・定着を支援するため。
主な取組内容	地域団体と連携して、子どもを中心に気軽にできる運動遊びや、交流活動、親子活動など地域の特性に応じたプログラムを各団体が実施。例えば、奥出雲町でのホッケー教室（アスレティックトレーナー協議会）など。
協働の成果	軽スポーツ、レクリエーションなど年間を通じて、体を動かす機会を各地域で提供できている。地域をあげて継続して活動するきっかけづくりにも寄与している。
協働の課題	委託先団体が固定化しているため、新規団体の参加が少ない。
今後の展望	新規団体が参加しやすいよう、事業のリニューアルを検討し、引き続き各地域のスポーツの機会拡充に取り組む。



CASE 8

<スポーツ振興課>

しまねっ子チャイルドアクティブプログラム事業

(令和3年4月～)

分野	スポーツ
協働の形態	委託
協働の相手方	島根県レクリエーション協会
役割分担	行政 活動支援
	NPO等 事業の企画、募集、開催場所の決定、指導者派遣等
事業概要	近年、ゲーム・スマートフォンの浸透などで運動する機会が少なくなった幼稚園児、小学生が多い。本事業は幼稚園児、小学生を対象に体を動かす機会を提供し、スポーツに取り組む子どもを増やすことを目的としている。
協働の経緯	未就学児・小学生の親子を対象に、レクリエーションによる体力づくりに関する事業を県レクリエーション協会に委託。以降、事業のリニューアルを行いつつ、10年以上継続的に事業を行っている。
主な取組内容	小学校、児童クラブなどに、県・各地域のレクリエーション協会などの指導者（レクリエーションインストラクターなど）を派遣。
協働の成果	各開催場所に、指導者を派遣し、子どもたちだけでなく、保護者、教員なども巻き込んで、楽しく分かりやすく行うことができる。子どもの運動への関心だけでなく、家庭での運動をはじめのきっかけづくりにも寄与している。
協働の課題	人員体制の問題から、活動エリア・曜日（特に平日に動けるスタッフが少ない）などに制限があること。
今後の展望	県レクリエーション協会と引き続き連携して、人材育成、事業のPR方法等の改善を図り、子どもたちの運動の機会拡充に取り組む。



CASE 9

<地域福祉課>

しまね流福祉のまちづくり推進事業

(平成25年～)

分野	福祉、まちづくり
協働の形態	補助
協働の相手方	島根県社会福祉協議会
役割分担	行政 補助金による助成、調整
	NPO等 地域生活課題の解決を目指す場づくり等の推進
事業概要	自治会等の日常生活圏域において、住民主体の福祉活動が継続的に実施されるよう、地域福祉活動の質の向上等を支援し、もって地域の支え合い体制づくりの推進を図る。
協働の経緯	地域の生活・福祉課題が複雑・多様化するなか、その解決にはより身近な地域での住民主体による福祉活動が重要であるため、平成20年度から「しまね流小地域福祉活動モデル事業」を実施。平成25年度から市町村社会福祉協議会を中心とした地域支え合い体制づくりを推進する「しまね流福祉のまちづくり推進事業」を実施し、支え合い活動の立ち上げを支援。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">地域共生社会の実現に向けた課題や推進方策を検討する個別会議に訪問し、支援を行う。（実施主体：島根県社会福祉協議会）しまね流福祉のまちづくり活動団体知事表彰では、優れた自治会区福祉活動を行う団体を表彰する。表彰件数は概ね7件。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">県内16市町で他の模範となるような優良な自治会区福祉活動を行っている団体としてH25年度から令和5年度まで累計52団体を表彰した。島根県社会福祉協議会により、県内の市町村社会福祉協議会を主体に地域生活課題の解決を目指す協議の場づくり等の推進に向けた協議や情報交換等を行うセミナーが開催された。
協働の課題	地域の生活・福祉課題の解決に向けては、地域住民が主体となった支え合いが重要であり、市町村社会福祉協議会が中心となって支え合い体制づくりの推進が図られているが、こうした活動のさらなる活性化や質の向上が必要である。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none">市町村社会福祉協議会が中心となって行う課題解決に向けた協議や情報交換のための個別会議について、島根県社会福祉協議会による訪問支援が行われるよう、県からの助成を継続する。また、他の模範となるような優良な自治会区福祉活動を行っている団体を表彰し、その活動を他地区に広めていく。



CASE 10

<健康推進課>

健康長寿しまね推進事業

(平成12年～)

分野	保健、医療、まちづくり
協働の形態	共催
協働の相手方	任意団体、その他
役割分担	行政 健康長寿しまね推進会議事務局
	NPO等 構成団体として健康づくりに関する取組の実施・協力
事業概要	「健康長寿しまね推進計画（第三次）」に基づき、「健康長寿しまね推進会議」を母体に、県民、関係機関・団体、行政が三位一体となった健康づくりの運動を進める。
協働の経緯	H11年8月に「島根県保健医療計画～しまね健康プラン～」を策定。 H12年度より「健康づくり」「生きがい活動」「要介護状態の予防」を3本柱として「健康長寿しまねの推進」に取り組む。活動にあたっては「健康長寿しまね推進会議」が推進母体となり、関係機関・団体、住民組織、自主グループ、行政等が連携しながら県民運動を展開している。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">年1回健康長寿しまね推進会議を開催（事務局：健康推進課）各圏域においても年数回会議を実施。健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、健康づくり体験の場の提供のため、各構成団体の取組や各種広報活動を通じた周知啓発等を実施。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">構成団体それぞれが地域に根付いた取組を主体的に展開しており、地域での健康づくり情報、健康づくりの体験の場を提供する機会が増えている。県民運動参加者数が年々増加しており、県民運動の拡がりが見られている。
協働の課題	会議の場等での情報共有等を通じ、構成団体同士の連携した取組を促していくことが必要。
今後の展望	引き続き、構成団体と共に健康寿命の延伸を目指し、取組を進めていく。



CASE 11

<子ども・子育て支援課>

こころプロモーション事業（前進事業あり）

（令和2年4月～）

分野	子育て
協働の形態	委託
協働の相手方	NPO法人
役割分担	行政 ソフト面での支援
	NPO等 実施主体（企画、実行）
事業概要	県全体で子育てを応援する機運を醸成するため、県内で子育て支援活動に取り組んでいるNPO等民間団体のネットワーク「つながるネット」局へ委託し、県が行っている子育て応援事業である「しまね子育て応援パスポート事業」を周知する。
協働の経緯	平成16年度に県の事業を通じ、複数のNPO団体と事業実施。その際に参画したNPO団体が後に「つながるネット」を結成し、事業の変遷はあるものの、その後も子育て応援事業を協働で実施している。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">子ども関係のイベント。子育てやイベント等の情報発信。つながるネ！ット参加団体で定期的な会議。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">行政ではアプローチし辛いエンドユーザーに対してアプローチできる。県内広くのエリアへ事業の効果を出せる。NPO、行政それぞれの強みを活かして、より質の高い事業の実施。NPO、行政がお互いに相談ができる。
協働の課題	つながるネ！ットに所属するNPO団体内で、それぞれ考え方が異なるため、取組の姿勢に温度差があったり、得手不得手。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none">引き続きNPO団体（つながるネ！ット）と協働し、事業を進める。委託事業の接点だけでなく、NPO団体（つながるネ！ット）自体の継続的な運営に向け、事業以外の部分についても相談に乗るなど寄り添った対応を行う。



子ども専用相談電話支援事業

(平成17年度補助金交付要綱作成)

分野	児童福祉
協働の形態	補助
協働の相手方	特定非営利活動法人ほっと・スペース21
役割分担	行政 補助金交付
	NPO等 電話相談、周知カード作成、配布、研修会開催
事業概要	18歳以下であれば誰でも利用でき、悩みや困りごとを打ち明けられる「子ども専用相談電話」を開設し、子どもの匿名性やプライバシーを守りつつ子どもの主体性を大切にしながら相談・支援を行う民間団体に対し補助金を交付し、子ども自らがSOSを発信し助けを求められる仕組みを定着させる。
協働の経緯	厚生労働省が定める「児童相談所運営指針」において、児童相談所は、個々の子どもや保護者等に対する相談援助活動のほか、子育ての悩みや子どもの悩みについての電話相談事業を行うこととされており、島根県では「子どもと家庭電話相談室」を設置し電話相談にあたっている。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">電話相談開設日。 令和5年4月1日～令和6年3月31日 毎月第1日曜日 午後2時～午後6時 ※他にも特別開設日あり。配布カード作成。研修開催。 聴き手養成講座 年9回
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">総アクセス数 289本 着信数 206本配布カード 157,000枚 作成、配布9回全講座参加者 1名 基礎講座公開講座(1,2回)参加者 21名
協働の課題	<p>昨今、スマートフォン等通信機器の発達により、SNSによる相談受付の必要性も叫ばれているが、電話での相談件数も依然多く、その気軽さや匿名性の高さから相談の端緒としてのニーズは高いと言える。</p> <p>県では「子どもと家庭電話相談室」のほか、警察や教育委員会をはじめとする各機関においてもいじめやひきこもり等さまざまな問題に対し電話相談を実施しているものの、そのほとんどが大人からの相談である。</p> <p>また、児童虐待件数は全国的に増加傾向にあり、いじめ問題も深刻化している現在、問題の早期発見への取組が求められていることから、子どもが安心して相談ができる専用の窓口は重要である。</p>
今後の展望	「子ども専用相談電話」の安定した運営と、子どもを相手とする相談員の養成及び資質向上を目的とした研修の充実、相談先の周知を継続する必要がある。



CASE 13

<青少年家庭課>

青少年を健やかに育む意識向上事業（県民運動推進事業）

（昭和43年～）

分野	児童福祉
協働の形態	補助
協働の相手方	任意団体 青少年育成島根県民会議
役割分担	行政 補助金による支援。団体事務局の業務を一定担っている。
	NPO等 事業の実施、企画、事務、団体運営等
事業概要	次代を担う青少年の健全な育成を推進するため、県と協働し、県民運動として青少年の健全育成に尽力する青少年育成島根県民会議の取組みを支援し、運動の更なる活性化を図る。 青少年の主体的な活動支援事業を始めとした青少年の主体的な取り組みを支援し、関連事業費と人件費を青少年育成島根県民会議に補助する。
協働の経緯	昭和40年11月の閣議において「青少年健全育成及び非行防止対策」に関する国民運動の提唱がなされ、昭和41年5月に創設された「青少年育成国民会議」に呼応し、昭和41年9月に「青少年育成島根県民会議」が結成された。その後の昭和43年度から県補助事業を開始している。
主な取組内容	1 青少年の自立を促す場づくり ・ 青少年の主体的な活動支援事業 ・ 中学生による「少年の主張島根県大会」事業 ・ 「島根県高等学校定時制通信制教育振興会」との連携事業 ・ 青少年育成の各種月間に併せた啓発活動 2 家庭・地域の応援体制の向上 ・ 「しまね家庭の日」普及啓発事業 ・ しまニッコ！（スマイルで声かけあい）県民運動 ・ 青少年育成県民会議表彰 ・ 青少年育成指導者養成事業 3 県民運動の普及と運動基盤の整備 ・ 「青少年育成県民運動推進フォーラム」 ・ 市町村民会議情報交換会 ・ 情報発信 ・ 機関紙「青少年しまね」の発行 ・ 会議の開催 ・ 青少年育成関係機関・団体の会議等への参加
協働の成果	・ 県民会議が青少年健全育成に関わる機関・団体をつなげ、協働を支援する「プラットフォーム」的な役割を果たしている。 ・ 県民会議を通じて、県内各地での市町村民会議の活動や様々な団体の活動を支援できている。
協働の課題	・ 県内各地での活動の担い手の高齢化・減少、後継者不足。 ・ 運動の基盤である会員数・賛助会員数、会費収入・賛助会費収入の減少。
今後の展望	県民会議が青少年育成行政と呼応して、県内の様々な場所と機会を通じて行われている青少年育成の取り組みをつなぐ「プラットフォーム」的な役割を担っており、今後もその役割を継続させたい。



CASE 14

<出雲保健所>

動物愛護ボランティアによる保護動物の飼育管理

(平成24年～)

分野	動物愛護
協働の形態	事業協力
協働の相手方	NPO法人アニマルレスキュードリームロード、任意団体島根動物愛護ネットワーク
役割分担	行政 ハード面の整備、動物飼養管理におけるスタッフへの指導、助言
	NPO等 飼養管理のサポート
事業概要	保健所へ収容している動物のしつけや飼養管理等、動物愛護業務のサポートをしていただく。
協働の経緯	平成24年度の動物愛護棟建設を契機とし、保健所へ収容した動物の殺処分数を減らすために、ボランティア団体、個人ボランティアと連携し譲渡の取り組みを強化する目的で事業を開始した。
主な取組内容	譲渡対象動物の飼養管理（給餌、清掃）、散歩、トレーニング、シャンプー、トリミング等。
協働の成果	対象動物のトレーニングや馴致により譲渡適性が向上する。動物のストレス軽減を図ることができる。
協働の課題	平日午前中に実施しており、参加者が限られている。
今後の展望	協同団体以外に個人でのボランティアスタッフにも参加いただいております、R5年度は協同団体からのスタッフの実働はなかった。（登録のみ）



CASE 15

<産地支援課>

有機農業推進事業（有機JAS認証取得支援体制強化業務）

（令和2年6月～）

分野	農業
協働の形態	委託
協働の相手方	NPO法人島根有機農業協会
役割分担	行政 参加者募集、生産者との調整、情報発信等
	NPO等 講習会・研修会開催、専門家派遣、資材リスト作成等
事業概要	有機農業の拡大に向け、新規就農者の確保や産地の拡大を図るとともに、有機農産物としての表示が可能となる「有機JAS認証」の取得を促進し、確実に有利な販売へつなげられるよう取り組みを強化するために、県内で有機JAS制度に精通し、農業関係者への指導対応も可能な者に各種業務を委託し、有機JAS認証の取得支援体制を強化する。
協働の経緯	<ul style="list-style-type: none">・平成19年3月、NPO法人 島根有機農業協会設立。・平成20年9月、JAS法に基づく農林水産省登録認証機関として登録。・令和2年4月、県農林水産基本計画に「有機農業の拡大」を位置付け。・令和2年6月、業務委託開始。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">・有機JAS講習会開催。（年5回）・有機JAS現地研修会。（年10回）・有機JAS認証アドバイザー派遣。（年100回）・有機JAS適合資材リスト作成・更新。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">・有機JAS認証取得者の増加。（R元：53事業者→R5：74事業者）・有機JAS認証面積の増加。（R元：155ha→R5：284ha）
協働の課題	
今後の展望	<ul style="list-style-type: none">・引き続きNPO法人等と協働しながら有機農業の拡大に向けて取組みを進めていきたいと考えている。



県民参加の森づくり事業

(平成17年度～)

分野	環境保全
協働の形態	補助
協働の相手方	特定非営利活動法人、自治会、その他団体
役割分担	行政 各種活動の支援
	NPO等 自らが企画・立案した森づくりのための植栽活動等や、森林環境学習の実施
事業概要	<p>水資源のかん養、県土保全や緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林は県民共有の財産という認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを島根県水と緑の森づくり税の目的としている。</p> <p>本事業は、県民のアイデアと参加を基本としており、新しい森づくりや身近な緑の整備、県産木材を活用したまちづくりなどの活動、森林環境教育に対し、水と緑の森づくり税を財源とする交付金を交付して支援している。</p>
協働の経緯	<ul style="list-style-type: none">平成17年4月に島根県水と緑の森づくり税条例及び島根県水と緑の森づくり基金条例を施行。税条例では、徴収について「緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して取り組む水と緑の森づくりに関する施策に要する経費に充てるため」としている。水と緑の森づくりに関する施策の1つとして平成17年度から事業を開始。
主な取組内容	県民自らが企画・立案し、実行する森づくりのための植栽活動や、小中学校等への継続的な森林環境学習に要する経費の支援。
協働の成果	H17～R5年度の19年間に668件の取り組みを採択し、延べ21万人以上の県民が森づくり等の主体として事業に参加した。
協働の課題	新規の実施団体の掘り起こし。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none">今後も継続して事業を実施していきたいと考えている。新規団体の掘り起こしのため、事業のPRを引き続き実施する。



島根県公共土木施設愛護ボランティア制度（漁港部門）

（平成21年4月～）

分野	漁港施設管理
協働の形態	補助
協働の相手方	任意団体
役割分担	行政 美化活動、草刈活動に要する経費の一部を助成
	NPO等 漁港施設の美化活動、草刈活動
事業概要	漁港・海岸における美化活動、草刈活動の愛護ボランティア活動に取り組む団体に支援を行い、公共土木施設環境の保全及び愛護ボランティア活動の輪を広げる。
協働の経緯	<ul style="list-style-type: none">平成21年3月23日に土木部が管理する公共土木施設において、ボランティア団体に取り組む美化活動、草刈活動等に対し支援する制度が制定された。（後に「ハートフルしまね」として、平成22年4月1日より土木部のみで制定）漁港施設にはそのような制度がなかったため、地元に対する説明に苦慮していた。土木部の「ハートフルしまね」を導入し、ボランティアに対し支援することで、その輪を広げ、管理を充実したい観点から、土木部と協議を行い、平成23年4月1日に農林水産部も「ハートフルしまね」に加わった。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">美化活動…漁港施設の清掃、緑化を行う活動。草刈活動…漁港施設の草刈りを行う活動。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">漁港施設も「ハートフルしまね」による制度を活用することにより、地元住民のボランティア活動に対して、助成（人件費以外）などの支援ができた。美化活動や草刈活動を地元ボランティアで行うことにより、管理費を削減することができた。
協働の課題	ハートフルしまね（漁港施設）の美化活動・草刈活動についての助成制度、傷害賠償責任保険制度や活動に対する表彰制度がある旨などPRし、多くの地元住民やボランティア団体に社会貢献活動に取り組んでもらえるよう、働きかけが必要と考える。
今後の展望	県管理漁港が28漁港に対して、「ハートフルしまね」（漁港施設）の登録団体数が令和5年度末で16団体である。今後、より多くの地元団体に登録してもらえるよう情報発信していきたい。



島根県公共土木施設愛護ボランティア制度（道路部門）

（平成21年4月～）

分野	道路施設管理
協働の形態	補助
協働の相手方	自治会など地縁組織、任意団体等
役割分担	行政 傷害及び賠償責任保険に加入、必要経費に対する助成金交付
	NPO等 道路の美化活動及び草刈活動を実施
事業概要	県が管理する道路で、予め視距の確保など道路の安全確保のため道路管理者が指定する区間について、ボランティア活動に意欲のある自治体等が行う沿道の清掃・緑化・草刈等に対し、県が補助金（実費程度）を支給する。
協働の経緯	<ul style="list-style-type: none">平成21年3月23日に土木部が管理する公共土木施設において、ボランティア団体に取り組む美化活動、草刈活動等に対し支援する制度が制定された。道路部門においては、地域の人々が道路を大切に作る心を育てるとともに、住民の自主性による無償ボランティア活動のさらなる活性化を図るため活動が開始された。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">①道路美化事業<ul style="list-style-type: none">歩道設置済または緑地帯のある区間（50m単位）の道路の清掃、緑化。年2回以上実施。②沿道草刈事業<ul style="list-style-type: none">50m以上かつ100㎡以上の道路における草刈活動。年1回以上実施。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">「ハートフルしまね」による制度を活用することにより、地元住民のボランティア活動に対して、助成（人件費以外）などの支援ができた。美化活動や草刈活動を地元ボランティアで行うことにより、管理費を縮減することができた。
協働の課題	ハートフルしまね（道路部門）の美化活動・草刈活動についての助成制度、傷害賠償責任保険制度や活動に対する表彰制度がある旨などPRし、多くの地元住民やボランティア団体に社会貢献活動に取り組んでもらえるよう、働きかけが必要と考える。
今後の展望	現在、「ハートフルしまね」（道路部門）の登録団体数は令和5年度末で645団体である。今後、より多くの住民を活動に巻き込んでいけるよう広報活動・情報発信を積極的に行っていきたい。



島根県公共土木施設愛護ボランティア制度（河川部門）

（平成21年4月～）

分野	まちづくり
協働の形態	補助
協働の相手方	自治会など地縁組織、任意団体等
役割分担	行政 美化活動、草刈活動に要する経費の一部を助成
	NPO等 河川・海岸施設の美化活動、草刈活動
事業概要	河川・海岸における美化活動、草刈活動の愛護ボランティア活動に取り組む団体に支援を行い、公共土木施設環境の保全及び愛護ボランティア活動の輪を広げる。
協働の経緯	<p>かねてより県が管理する河川・海岸の草刈活動は、県委託事業のほか住民ボランティアにより行われていた。県は住民ボランティア活動に対し、傷害保険に加入し、この活動を支援していた。</p> <p>平成21年度から、ボランティア団体による県管理河川・海岸の美化活動、草刈活動等に対する材料費等の助成を開始、平成22年度からは、これを島根県公共土木施設愛護ボランティア制度「ハートフルしまね」に制度・名称を統一し、広報を強化するなど推進してきた。</p>
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">・ 美化活動…河川・海岸施設の清掃、緑化を行う活動。・ 草刈活動…河川・海岸施設の草刈りを行う活動。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の方が草刈・美化活動を実施したい時期や場所を決めることができるため、地域の事情に合わせた草刈・美化活動が行うことができている。・ 制度開始当初から活動団体・活動人数共に増加し、より広範囲で美化・草刈活動を行うことができている。
協働の課題	美化活動・草刈活動についての助成制度、傷害賠償責任保険制度や活動に対する表彰制度がある旨などPRし、多くの地元住民やボランティア団体に社会貢献活動に取り組んでもらえるよう、働きかけが必要と考える。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none">・ 登録団体数が令和5年度末で705団体、活動団体数は443団体、活動人数21,376人であった。・ 今後、より多くの地元団体に登録して活動してもらえるよう情報発信していきたい。



島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度

(港湾空港部門)

(平成21年4月～)

分野	港湾空港施設管理
協働の形態	その他（ボランティア）
協働の相手方	自治会など地縁組織、任意団体、その他（公益法人、企業など）
役割分担	行政 損害保険への加入、必要経費に対する交付金助成
	NPO等 施設の美化活動、草刈活動などボランティアの実施
事業概要	港湾施設・空港施設における美化活動、草刈活動の愛護ボランティア活動に取り組む団体に支援を行い、公共土木施設環境の保全及び愛護ボランティア活動の輪を広げる。
協働の経緯	平成21年3月23日に土木部が管理する公共土木施設において、ボランティア団体に取り組む美化活動、草刈活動等に対し支援する制度が制定された（後に「ハートフルしまね」として、平成22年4月1日より土木部のみで制定）。地域の人々が公共土木施設を大切にすることを育てるとともに、住民の自主性による無償ボランティア活動のさらなる活性化を図るため開始。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">・ 美化活動…県管理の港湾施設・空港施設において、各団体が届け出た箇所でのボランティアにより行われる清掃、緑化等施設の美化に寄与する活動。・ 草刈活動…県管理の港湾施設・空港施設において、各団体が届け出た箇所でのボランティアにより行われる草刈り等の活動。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">・ 港湾空港施設も「ハートフルしまね」による制度を活用することにより、地元住民のボランティア活動に対して、助成（人件費以外）などの支援ができた。・ 美化活動や草刈活動を地元ボランティアで行うことにより、管理費を削減することができた。
協働の課題	ハートフルしまね（港湾空港施設）の美化活動・草刈活動についての助成制度、傷害賠償責任保険制度や活動に対する表彰制度がある旨などPRし、多くの地元住民やボランティア団体に社会貢献活動に取り組んでもらえるよう、働きかけが必要と考える。
今後の展望	今後より多くの住民を活動に巻き込んでいけるよう広報活動・情報発信を積極的に行う。



島根県公共土木施設愛護ボランティア制度（砂防部門）

（平成21年～）

分野	砂防施設管理
協働の形態	補助
協働の相手方	自治会など地縁組織、任意団体等
役割分担	行政 美化活動、草刈活動に要する経費の一部を助成
	NPO等 砂防施設の美化活動、草刈活動
事業概要	砂防施設における美化活動、草刈り等の愛護ボランティア活動に取り組む団体に支援を行い、公共土木施設環境の保全及び愛護ボランティア活動の輪を広げる。
協働の経緯	平成21年3月23日に土木部が管理する公共土木施設において、ボランティア団体に取り組む美化活動、草刈活動等に対し支援する制度が制定された（後に「ハートフルしまね」として、平成22年4月1日より土木部で制定）。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">・ 美化活動…砂防施設の清掃、緑化を行う活動。・ 草刈活動…砂防施設の草刈りを行う活動。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">・ 「ハートフルしまね」の制度を活用することにより、地元住民のボランティア活動に対して、助成（人件費以外）などの支援ができた。・ 美化活動や草刈活動を地元ボランティアで行うことにより、管理費を削減することができた。
協働の課題	「ハートフルしまね」（砂防施設）の美化活動・草刈活動についての助成制度、傷害賠償責任保険制度や活動に対する表彰制度がある旨などPRし、多くの地元住民やボランティア団体に社会貢献活動に取り組んでもらえるよう、働きかけが必要と考える。
今後の展望	「ハートフルしまね」（砂防施設）の登録団体数が令和5年度末で12団体である。今後、より多くの地元団体に登録してもらえるよう情報発信していきたい。



島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度

（公園部門）

（平成21年4月～）

分野	都市公園施設管理
協働の形態	補助
協働の相手方	任意団体
役割分担	行政 美化活動、草刈活動における傷害保険への加入
	NPO等 都市公園施設の美化活動、草刈活動
事業概要	県立都市公園における美化活動、草刈活動の愛護ボランティア活動に取り組む団体に支援を行い、公共土木施設環境の保全及び愛護ボランティア活動の輪を広げる。
協働の経緯	平成21年3月23日に土木部が管理する公共土木施設において、ボランティア団体に取り組む美化活動、草刈活動等に対し支援する制度が制定された（後に「ハートフルしまね」として、平成22年4月1日より土木部のみで制定）。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">美化活動…都市公園施設の清掃、緑化を行う活動。草刈活動…都市公園施設の草刈りを行う活動。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">都市公園も「ハートフルしまね」による制度を活用することにより、地元住民のボランティア活動に対して、保険加入により安心して活動が行えるよう支援ができた。美化活動や草刈活動を地元ボランティアで行うことにより、管理費を削減することができた。
協働の課題	ハートフルしまね（公園施設）の美化活動・草刈活動についての傷害賠償責任保険制度や活動に対する表彰制度がある旨などPRし、多くの地元住民やボランティア団体に社会貢献活動に取り組んでもらえるよう、働きかけが必要と考える。
今後の展望	県管理都市公園3公園における「ハートフルしまね」（公園施設）の登録団体数は令和5年度末で14団体である。今後、より多くの地元団体に登録してもらえるよう情報発信していきたい。



子どもの体力向上支援事業

(平成28年～)

分野	運動、教育
協働の形態	委託
協働の相手方	特定非営利活動法人ジョイナススポーツクラブ 他
役割分担	行政 参加園・所の募集、連絡調整、実施補助
	NPO等 幼児及び指導者への運動指導・助言
事業概要	幼稚園、保育所、認定こども園等へ、器械体操・コーディネーション系の運動指導を行う専門指導者を派遣し、子どもたちに多様な動きを経験させることで運動遊びへの興味・関心を高めたり習慣化に繋げる。併せて、教員・保育士が専門的な指導を実際に観察したり補助したりすることで指導力の向上を図る。
協働の経緯	松江市子育て課との協議を経て、H28年度より未就学児の体力向上事業として実施。
主な取組内容	訪問指導を希望する幼稚園・保育所・認定こども園に対して、NPO法人等より専門指導者を派遣し、1園・所あたり2回を基本として最大22園・所（R5年度）に、発育発達に応じた身体能力の向上を目指す運動指導を行う。
協働の成果	「自分たちだけでは考えつかない運動遊びの方法をたくさん学ぶことができた」「得意、不得意の意識がまだ確かなものでない時期に、様々な動きを経験することは大切だと感じた」といった、気づきや学びがあった。
協働の課題	<ul style="list-style-type: none">専門指導者派遣による効果や定着の度合い等の分析結果から、より良い実施方法の在り方について詳細に検討していく必要がある。県内の未実施地区への事業の拡大及び周知を図る必要がある。
今後の展望	引き続きNPO法人等と協働しながら事業の拡大を図り、幼児期の運動遊びを通じた子どもの体力向上支援に取り組んでいきたい。



子ども読書フェスティバル事業

(平成16年4月～)

分野	社会教育、子ども読書
協働の形態	委託
協働の相手方	各市町村実行委員会
役割分担	行政 公募、委託契約
	NPO等 企画実施、各種支払い
事業概要	<p>地域の子ども読書に関係する機関・団体からなる実行委員会によって、子ども読書の推進に関する取組を、公募により県内3か所程度で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 予算：1市町村あたり 200千円以内 <p>※ただし、講師の招聘などで多くの費用がかかる離島など、特別な事情がある場合には、上限を300千円とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内容：未就学児を中心とした読書普及の推進。 (ブックトークやストーリーテリング、外部講師による読み聞かせ講座等)
協働の経緯	<p>事業開始時期の資料が残っていないため、経緯不明。 (より地域実情に合った企画を行うため、県直実施ではなく委託という形をとったのでは、と推測する)</p>
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">・ R5実績：出雲市で実施。 (内容)・ 小風さち作品及び松居直関連書籍・松居直推薦絵本の展示。・ どきどきわにわにおはなし会。 (小風さち作品をメインに構成するおはなし会)・ 絵本作家(児童文学作家)・小風さち講演会(メインイベント)。
協働の成果	<ul style="list-style-type: none">・ 地域や図書館の実情をよく知る司書や地域の方々が実行委員会を構成し、企画を行うことで、より地域のニーズに合った事業を行うことができた。・ 未就学児を中心とした読書普及の推進 に関しても、地域の親子に対し広く周知することができた。
協働の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 公募のため、応募が少ない年があったり、実施地域に偏りが出る。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続きNPO法人等(各市町村実行委員会)と協働しながら事業を進めていきたいと考えている。・ より多くの市町村に応募してもらうため、公募時期を早めたり、内容や公募方法の工夫を行っていく。



地域安全マップづくり

(平成20年7月～)

分野	まちづくり
協働の形態	事業協力
協働の相手方	青色防犯パトロール隊、地域安全ボランティア団体、公民館、学校等
役割分担	行政 作成の指導
	NPO等 作成の指導・協働
事業概要	子供が声掛け事案や子供を狙った各種犯罪の被害に遭わないよう行動するためには、不審者が出没しやすい場所（入りやすく、見えにくい場所）を察知できる能力を身につけておくことが必要である。このため、地域の住民とともに通学路等の危険場所を子供の目線により確認し、危険個所についての知識を習得するため、ボランティア団体等と子供により、危険個所の点検、地域安全マップづくりなどを実施する。
協働の経緯	当時、全国的に子供を狙った凶悪犯罪が増加し、また、県内においては子供に対する声かけ、つきまとい事案等が多発していたことから、地域安全マップを作成を通じて、子供の危険個所把握能力の向上、地域とのコミュニティ形成、地域住民の危険個所把握などを目的として開始。
主な取組内容	マップづくりに向けた事前学習を警察やボランティア団体等が指導者として行った上で、児童と共にフィールドワークにより危険個所や安全面が工夫されている場所等の記録、写真撮影、現地検討等を行い、その結果を踏まえてマップ作成を行い、その結果発表を行うことで、児童やボランティア、地域住民と共通認識を醸成し、改善すべき問題は改善に向けて行動することができる。
協働の成果	児童が登下校や生活をする地区の危険個所等を把握することにより、「自分の身は自分で守る」という意識が芽生えた。また、危険個所として指摘を受けた場所については、センサーライトが取り付けられたり、「危険」と表示した立て看板や防犯カメラが設置されるなど、安全に向けた改善が図られるなど、地域の安全意識を高める効果をあげている。
協働の課題	僻地は学校の統廃合によりバス通学となり、また、少子化により、児童が広範囲に分散しており、これまでの校区内範囲での作成方法では対応できなくなりつつある。また、指導する立場のボランティアも高齢化等によりメンバーが減少しており、指導員も減少傾向にある。
今後の展望	引き続きボランティア団体等と協働しながら様々な子供の自主防犯意識を高める活動を進めていきたいと考えている。